

年 度 評 価 シ ー ト

課名 水産漁港課

| | |
|---|------------------------|
| 施設の名称 <u>静岡市用宗漁港施設</u> | 指定管理者名 <u>清水漁業協同組合</u> |
| <p>1 履行状況</p> <p>-----</p> <p>業務仕様書及び事業計画書に従って概ね適切に履行されている。</p> <p>(1) 維持管理業務</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として、令和2年4月25日から10月31日まで、ビジター岸壁及びシャワールームの利用を休止した。11月1日からの再開に当たっては、市と指定管理者が協議し、市有施設における感染防止対策チェックリストを定め、受付窓口へのアルコール・遮蔽カーテンの設置、定期的な換気・消毒等の対策を実施した。</p> <p>施設及び設備の修繕として、クレーン下床面の補修修繕、ヤード内外灯修繕、クルーザープルの修繕を行った。</p> <p>台風接近時には、管理運営マニュアルに基づき所定の対策を行い、施設及び利用艇に被害は発生しなかった。</p> <p>船舶の牽引中及びクレーン下架中に作業者の不注意による船舶の軽微な破損が発生した。(指定管理者の損賠保険対応) 再発防止として、管理運営マニュアルに基づく操作研修を行った。</p> <p>年度末に、クレーン及び地下タンクの年次点検を実施した。</p> <p>警備に関する業務については、適正な手続きにより第三者に委託した。</p> <p>(2) 施設利用者数</p> <p>保管収容可能隻数70隻に対して、令和2年度末時点での保管収容艇は64隻、利用率は91.4%であり、業務仕様書において目標としている利用率90%を達成している。</p> <p>(3) 事業実施状況</p> <p>11月に予定していた親子釣り体験教室については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> | |
| <p>2 市民（利用者）からの意見・要望の内容とその対応状況の評価（クレーム対応 等）</p> <p>-----</p> <p>利用者からの意見・要望に対しては、概ね適切な対応がとられている。</p> <p>[具体的な意見・要望と対応状況]</p> <p><トイレ・シャワー></p> <p>意見等：陸置ヤードへ（仮設ではない）トイレ・シャワーを設置してほしい。</p> <p>対 応：トイレについては、仮設トイレ2基を設置し対応した。シャワーについては、フィッシャリーナ営業時間内に管理棟内のシャワーを利用するようお願いする。</p> <p><電源></p> <p>意見等：陸置ヤード内に電源を増設してほしい。</p> <p>対 応：当面は延長コード等での対応とし、増設の可否について市と指定管理者で検討する。</p> | |

<駐車場・棧橋>

意見等：駐車場、棧橋が狭い

対 応：駐車場については、繁忙期に広野海岸公園管理棟前駐車場を臨時的に利用することで対応した。棧橋については、施設の構造上、増設が難しいことを伝える。

<無線設備>

意見等：国際VHF陸上基地局を設置してほしい

対 応：設置の可否について、今後の利用艇への国際VHF無線機の設置状況等を勘案して市と指定管理者で検討する。

<カメラ>

意見等：台風津波等海上観察のための監視カメラ・WEBカメラを設置してほしい

対 応：設置に対する利用者からの賛否両論があるため保留としている。

3 市民（利用者）へのアンケートや満足度調査の状況評価

(1) 利用者満足度調査

用宗フィッシャリーナ施設利用者に対して、令和3年1月10日付けで実施したアンケート調査において、61.5%が「満足」と回答し、令和元年度の57.7%から若干向上した。

(2) 市民アンケート

当該施設の利用は、船舶の所有者及びその関係者に限られるため、市民アンケート調査には適さない。

4 指定管理者の経理状況の評価

指定管理業務の収支については、概ね予算どおりに執行され良好である。

また、帳簿、現金出納簿、帳票類を備え、適正に処理されている。

5 総括的な評価（課題事項・指摘事項及びそれらの改善状況 など）

| | |
|--------------------------|---|
| 前年度事務事故発生の有無 | 無 |
| 前年度モニタリング調査における改善協議事項の有無 | 無 |

施設運営目標である「漁業者とのトラブル0件」、「利用艇の事故件数0件」、「陸置施設の利用率90%以上」が達成できたことは評価できる。新型コロナウイルス感染防止対策として、国・県・市の方針に基づき、適切な対応が図られた。

昨年度と同様、施設利用者へのアンケートの回収率が39.3%（R1年度40.6%）と低い
ため、回収率が上がるような工夫が必要である。

※事務事故が発生したとき及びモニタリングにおいて改善の指導があったときは、必ず改善状況を記載すること。